

開催日時：令和元年7月8日（月）14:00～15:00

開催場所：鯖江広域衛生施設組合 管理棟 大会議室

1 開会

2 前回議事録の確認

事務局より、前回議事録の概要を説明。

委員長：事務局案を承認する。

3 1) 基本構想報告書（案）について

【決定事項】

- ごみ焼却施設等整備基本構想（案）について、今後、変更が生じた場合は、委員長及び副委員長と協議の上、最終は「委員長一任」とする。

【質問・回答等】

委員：概算事業費について、実勢価格を算出する際に特異的な値（平成28年度）を除外した理由及び算出した実勢価格が前回の結果より低減した理由についてご説明願いたい。

事務局：平成28年度は全国での実績が少なく、かつ、その実績における建設費のt単価が他の年度と比べて高額であったため、実勢価格が他の年度に比べて高額となったことから、特異的な値と判断し除外した。また、実勢価格について、前回の算出結果より低減した理由としては、令和元年7月に公表された平成30年度の最新実績を反映したこと等が考えられる。

委員：新ごみ焼却施設の排ガス基準値について、現施設に比べて厳しい基準値となるが、その点において地元住民の方はどのように認識しているのか。

事務局：現時点では、住民の方に対し、新ごみ処理施設の排ガス基準値が現施設に比べて厳しい基準値となることはご報告できていないが、「ごみ焼却施設等整備基本構想」の公表及び今後実施する生活環境影響調査等の結果をもって住民の方へ説明等をする予定である。

委員：新ごみ焼却施設の騒音基準値及び振動基準値について、騒音基準値は「その他の区域」、振動基準値は「第1種区域」を採用した理由をご説明願いたい。

事務局：騒音基準値については、新ごみ焼却施設が「その他の区域」に該当されるため、「その他の区域」の基準値を採用した。また、振動基準値については、新ごみ焼却施設が対象区域外であるため、振動基準値と騒音基準値の関係性（騒音基準値の第1種区域及び第2種区域が振動基準値の第1種区域、騒音基準値の第3種区域及び第4種区域が振動基準の第2種区域となる）から「第1種区域」を採用した。

※騒音基準値の「その他の区域」が振動基準値の「第1種区域」と「第2種区域」の間であるため、より厳しい基準値を採用するという観点から「第1種区域」を採用。

#### 4 循環型社会形成推進地域計画について

##### 【質問・回答等】

委員：鯖江市にとって、ごみの減量化は従来からの課題であり、目標達成のためにごみ袋の有料化は効果的であると考えているが、鯖江市としてはどのように考えているのか。

委員：鯖江市では、有料化について検討を行っているが、有料化の方法は多岐にわたるため、引き続き関係者と最善の方法を模索したい。

委員：循環型社会形成推進地域計画の提出時には、有料化についても詳細な記載が必要なのか。

事務局：具体的な期日や価格等は必要ないが、有料化について記載する必要があるため、今後構成市町と協議し、適宜追記する。

#### 5 その他

##### 【決定事項】

➤ 本委員会の議事録の承認は、「委員長一任」とする。

##### 【質問・回答等】

委員：交付金（補助金）について、「循環型社会形成推進交付金」、「廃棄物処理施設整備交付金」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金」のいずれを採用する予定なのか。

事務局：交付金（補助金）について、新ごみ焼却施設では、焼却等により発生した余熱を利用して発電等を行い、施設内利用及び余剰電力の売電を行う計画であり、F I T制度を活用することになるため、「循環型社会形成推進交付金」の採用を予定している。

委員：新ごみ焼却施設等を建設する事業者はどのように決定する予定なのか。

事務局：建設工事の事業者は、新ごみ焼却施設等の設計及び建設、維持管理に関する条件を記載した要求水準書及びその他公告書類に基づいた事業者からの提案を評価し決定することを想定している。

#### 6 閉会

以上